

適格分割等による国庫補助金等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号

令和 年 月 日

適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

適格分割等に係る 分割承継法人等	法 人 名 等	
	納 稅 地	
	代表者氏名	
適格分割等の日	年 月 日	
国 庫 补 助 金 等	名 称	
	交付をした者	
	交付を受けた日	年 月 日
取得又は改良をする ことが見込まれる 固 定 资 产	種 類 、 構 造 及 び 規 模	
	取得又は改良 に要する金額	円
	取得又は改良 予 定 日	年 月 日
引 き 継 ぐ 特 別 勘 定 の 金 額	円	
(その他参考となるべき事項)		

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番 号	整理 簿	備 考	通信 日付印	年　月　日	確 認
-------------	----	---------	----------	--------	---------	--------	-----------	-------	--------

適格分割等による国庫補助金等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第9項の規定により届け出る場合に、必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第43条第8項第2号の適格分割等（以下「適格分割等」といいます。）に係る同号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人若しくは被現物出資法人について記載してください。
 - (2) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。
 - (3) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第43条第8項第2号ロの規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。
 - (4) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。
 - (5) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。
 - (6) 「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、法第43条第8項第2号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人若しくは被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (7) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。
 - (8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。